参考資料2

多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、多摩区支え合いのまちづくり推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

（目的）

第２条　区長は、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

（１）地域包括ケアシステムの推進に関すること。

（２）地域ニーズや課題の把握や共有及び対応策等に関すること。

（３）行政・活動団体・関係機関相互の情報共有に関すること。

（４）地域福祉計画の策定及び変更に関すること。

（５）地域福祉計画に定める取組の進捗及び行政の事業評価に関すること。

（６）前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

（委員）

第３条　会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

（１）学識経験者

（２）保健、医療関係の団体を代表する者

（３）福祉関係の団体及び施設を代表する者

（４）地域住民関係の団体を代表する者

（５）ボランティア組織及び社会奉仕団を代表する者

（６）社会福祉当事者組織及び団体を代表する者

（７）その他区長が特に認めた者

（会議の開催）

第４条　会議の開催期間は、最新の多摩区地域福祉計画の計画期間とし、必要に応じて開催することとする。

２　区長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させることができる。

（庶務）

第５条　会議の庶務は、多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、区長が定める。

附　則

この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。

この要綱の制定に伴い、多摩区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱は廃止する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月２日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。